

別紙1 改善計画の目標水準

改善計画の作成に当たっては、「1 雇用管理の改善」及び「2 事業の合理化」から各1項目以上実施項目を選択すること。また、選択した実施項目について以下の目標水準を努力目標として参考にし、目標を作成すること。

改善措置の目標に【法定 義務】(★印)とある目標について、対象に該当する場合は、必ず「法の運用」様式2の「2 事業主の雇用管理及び事業の現状」に実施状況を記載すること。また、各【法定 義務】項目の対象者は、当該項目以外の実施項目について目標を作成すること。

1 雇用管理の改善

実施項目	改善措置の内容(目標水準)	法定義務・努力義務対象者	根拠法令・計画等
雇用の安定化	常用労働者の割合が向上 (向上する余地がない場合は現状維持)		・都基本計画
	月給制の労働者の割合が向上 (向上する余地がない場合は現状維持)		・都基本計画
	その他、雇用の安定化に寄与する計画		
労働条件の改善	週所定労働時間の短縮 (★40時間/週を超えている場合は、【法定 義務】)	(週所定労働時間が40時間/週を超える事業体事業主)	・都基本計画 (・労働基準法第32条)
	休日数の増加 (休日の増加を規定すること)		・都基本計画
	★労災保険への適用除外者を除く全労働者の加入 【法定 義務】	常時労働者を使用する事業主、 又は、年間使用延べ労働者数が300人以上の事業主	・都基本計画 ・労災保険法第3条
	★雇用保険への適用除外者を除く全労働者の加入 【法定 義務】	法人の事業主、 又は、常時5人以上の労働者を使用する個人事業主	・都基本計画 ・雇用保険法第5条
	★健康保険への適用除外者を除く全労働者の加入 【法定 義務】	法人の事業主	・都基本計画 ・健康保険法第3条
	★厚生年金保険への適用除外者を除く全労働者の加入 【法定 義務】	法人の事業主	・都基本計画 ・厚生年金保険法第6条
	★安全衛生推進者を1人以上選任【法定 義務】	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業主	・労働安全衛生法第12条の2 ・労働安全衛生規則第12条の2、12条の4
	★架線集材に係る作業及び、高さ2m以上のはい作業については、作業場所単位に作業主任者を選任し配置 【法定 義務】 ※作業主任者の種類:架線作業主任者・はい作業主任者	架線集材に係る作業を実施する事業主、 高さ2m以上のはい作業を実施する事業主	・労働安全衛生法第14条 ・労働安全衛生規則第16条
	伐木作業等における安全な作業方法の定着 (伐木造材に関する研修の開催又は従業員への受講を隔年以上実施)(具体的な内容を記載)		・都基本計画
	振動機械の使用時間の短縮については、高性能林業機械の導入等による、1労働者の1月当たりの振動機械の使用時間の短縮		・都基本計画 ・国基本方針
	労働強度の軽減については、高性能林業機械の導入等による、1労働者の1月当たりの重筋労働への就労時間の短縮 ※重筋労働:主索張り作業、ワイヤーロープ引き出し作業、丸太巻き立て作業、手工具による伐木造材作業等		・都基本計画 ・国基本方針
	★定期健康診断受診率の拡大・向上【法定 義務】 ※定期健康診断の法定回数:一年以内ごとに一回	常用労働者を使用する事業主	・労働安全衛生規則第44条
	特殊健康診断受診率の拡大・向上【行政通達 指導勧奨】 ※特殊健康診断の通達による勧奨回数:六月以内ごとに一回	振動機械使用者を使用する事業主	・昭45.2.28基発第134号 ・昭49.1.28基発第45号
その他、労働条件の改善に寄与する計画			

実施項目	改善措置の内容(目標水準)	法定義務・努力義務対象者	根拠法令・計画等
募集・採用の改善	的確な求人条件の設定等による効果的な募集活動の実施 (取り組む求人方法と展開方法を具体的に記載)		・都基本計画 ・他の雇用管理の改善の実施項目と一緒に取り組むこと
	センターによる委託募集の活用 (具体的な委託募集方法を記載)		
	合同求人説明会への参加 (参加回数、参加年度等を記載)		
	その他、募集・採用の改善に寄与する計画		
教育訓練の充実	OJTによる知識、技能又は技術の習得の導入 (具体的内容、対象人数、回数を明示)		・都基本計画
	OFFJTによる知識、技能又は技術の習得の導入 (具体的内容、対象人数、回数等を明示)		・都基本計画
	その他、教育訓練の充実に寄与する計画		
高齢労働者の活躍の促進	定年の引き上げや継続雇用制度等の導入		・国基本方針
	高齢労働者の特性に配慮した企画・事業の導入 (作業方法の見直し、安全衛生対策、新規就業者の技術指導方法の開発等)(目的、分野、対象人員等を明示)		・国基本方針
	その他、高齢労働者の活躍の促進に寄与する計画		
その他の雇用管理の改善	雇用管理者の選任【法定 努力義務】	常時5人以上林業労働者を雇用する事業主	・都基本計画 ・労確法第5条第3項第4号、第30条
	雇用管理者の資質向上 (具体的な研修受講等計画(実施年度、研修内容等)を明示)【法定 努力義務】	常時5人以上林業労働者を雇用する事業主	・国基本方針 ・労確法第5条第3項第4号、第30条
	★就業規則(賃金規定含む)の制定【法定 義務】	常時労働者が10人以上いる事業場を持つ事業主	・労働基準法第89条
	事業体の氏名又は名称、雇用期間等を記した雇入通知書の交付【法定 努力義務】	新たに人を雇い入れる事業主	・都基本計画 ・労働基準法第15条 ・労確法第5条第3項第4号、第31条
	林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度への加入促進について、加入者割合の向上 (向上する余地がない場合は現状維持)		・都基本計画
	労働者に対する昇進・昇格及び配置のモデルの明確化 (具体的内容、実施時期等を明示)		・国基本方針
	職場内の安全意識の向上 (リスクアセスメント、職場内ミーティング等の実施) (具体的内容、実施時期、回数等を明示)		
	蜂アレルギー検査の受診及び蜂アレルギー注射薬の所持 (受診の時期、人員等を明示)		
	熱中症対策等の取組の励行 (具体的内容、実施時期等を明示)		
	その他、雇用管理の改善に寄与する計画		

2. 事業の合理化

実施項目	改善措置の内容(目標水準)	法定義務・努力義務対象者	根拠法令・計画等
事業量の 安定的確 保	施業集約化の取組の実施 (具体的内容、実施時期等の明示)		・都基本計画
	都内の事業活動区域の拡大		
	事業量の増加について、金額、事業規模等の拡大または適 正化		
	事業内容の多角化について、取組事業の増加		
	その他、事業量の安定的確保に寄与する計画		
生産性の 向上	高性能林業機械等の導入		・都基本計画
	高性能林業機械の導入以外の方法による労働生産性の向 上 (具体的方法を明示)		
	その他、生産性の向上に寄与する計画		
キャリア 形成支援	フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネー ジャー、森林作業道オペレーター、森林施業プランナー等 の育成、研修受講 (内容、時期、人数等を明示)		・都基本計画
	路網整備や高性能林業機械に関する研修受講、人材育成 等 (具体的方法を明示)		・国基本方針
	その他のキャリア形成支援に寄与する計画		
その他の 事業の合 理化	その他、事業の合理化に寄与する計画		